

# 下野市公共交通緊急対策支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と公共交通の維持・推進を図ることを目的とする助成制度です。

**対象期間** 令和3年4月まで遡り令和4年3月まで

## 対象事業者

市内に営業所を置く、バス事業者及びタクシー事業者  
(福祉タクシー事業者においては、下野市福祉タクシー事業協定書の締結が条件)

## 補助対象経費

### 消耗品等の購入費補助

- ①車両の運転席を隔離するために物品等を購入する経費
- ②車両内を消毒するために衛生用品を購入する経費
- ③このほか、車両について、感染防止対策のために必要と認められる経費

※①～③は補助対象経費の10分の10（上限額は月額1万円）

### ④車内抗ウイルスコート施工又は車載用空気清浄機等を設置する経費

※補助対象経費の5分の4（車種別に上限額）

車種	乗車定員	1台当たりの補助上限額
普通自動車	5名以下	3万円
ワゴン車	6～10名	11万円
中小型バス	11～29名	
大型バス	30名以上	14万円

**拡充**

〈問合せ先〉 下野市役所 市民生活部 安全安心課（市役所2階）  
 ☎ 0285-32-8894 FAX 0285-32-8609  
 E-Mail anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp